

○総務省令第十一号

航空機燃料譲与税法（昭和四十七年法律第十三号）第二条第三項及び第二条の二第三項の規定に基づき、航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月八日

総務大臣 新藤 義孝

航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令

航空機燃料譲与税法施行規則（昭和四十七年自治省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「美保飛行場」の下に「、岩国飛行場」を加える。

別表第二中「山口宇部空港」の下に「、岩国飛行場」を加える。

附 則

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 改正後の別表第一及び別表第二の規定は、平成二十五年三月以後の譲与時期に係る航空機燃料譲与税について適用し、平成二十四年九月までの譲与時期に係る航空機燃料譲与税については、なお従前の例による。